加え、同項第三号中「同法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し又は同法第十六条第五項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し」を「次に掲げるいずれかの書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該自動車の道路運送車両法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し

ロ　当該自動車の道路運送車両法第十六条第五項又は同法第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し

ハ　当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が輸出された旨が記載された道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書

ニ　当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が輸出された旨が記載された道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の二に規定する検査記録事項等証明書の写し

附　則

この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

○国土交通省令第三号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第十七条の規定に基づき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三中第三表から第十表までを削り、第十一表を第三表とし、同様式備考3中「第二表から第十一表までの各表の」を「第二表及び第三表の」に改め、同様式備考4を削り、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第四備考3中「単価」、「セメント＝1.3倍」及び「率」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十条第一項の規定により全国風俗環境浄化協会として指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から名称の変更の届出があったので、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第八条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　財団法人全国防犯協会連合会の名称

(一)　変更前の名称　財団法人全国防犯協会連合会

(二)　変更後の名称　公益財団法人全国防犯協会連合会

二　変更の年月日　平成二十四年一月四日

○国家公安委員会告示第五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により全国暴力追放運動推進センターとして指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から名称及び同法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十六条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　法人の名称

(一)　変更前の名称　財団法人全国防犯協会連合会

(二)　変更後の名称　公益財団法人全国防犯協会連合会

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称

(一)　変更前の名称　財団法人全国防犯協会連合会事務所

(二)　変更後の名称　公益財団法人全国防犯協会連合会事務所

三　変更を行った年月日　平成二十四年一月四日

○総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十七号）の施行に伴い、及び有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第四条第五項の規定に基づき、有明海及び八代海の再生に関する基本方針（平成十五年二月六日総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年一月三十一日

総務大臣　川端　達夫

文部科学大臣　平野　博文

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　前田　武志

環境大臣　細野　豪志

題名を次のように改める。

有明海及び八代海等の再生に関する基本方針

1　（一並びに三のヌの(二)及び(四)を除く。）及び2中「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に改める。

1の一中「有明海及び八代海は」を「有明海及び八代海等は」に、「有明海及び八代海に」を「有明海及び八代海等に」に、「たい積」を「堆積」に、「かんがみ、有明海及び八代海」を「鑑み、有明海及び八代海等」に、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改め、同1の二中「次の」を「、次の」に改め、同1の三のイ中(二)の前に次のように加える。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員会報告も参考にし、次の再生のための方策に取り組む。

1の三のイの(一)の(ハ)中「たい肥化施設」を「堆肥化施設」に改め、同イの(二)の(イ)中「向上に努めるものとする。」の下に「特に、漂着したごみについては、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。」を加え、同(二)の(ロ)中「たい積している」を「堆積している」に改め、同三のロ中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同三のニの(二)中「有明海沿岸及び八代海沿岸」を「有明海及び八代海等沿岸」に改め、同ニの(三)中「可能な」を「、可能な」に改め、同三のへの(一)中「たい積物」を「堆積物」に、「たい積等」を「堆積等」に、「さらに高める」を「更に高める」に改め、同への(二)中「生活廃棄物等を」の下に「、海岸漂着物処理推進法に基づき、」を加え、同三のトの(一)の(イ)中「持ち込み」を「持込み」に改め、同トの(二)の(イ)中「あり方」を「在り方」に改め、同(二)の(ロ)中「見られる」を「みられる」に改め、同三のリの(一)中「図るため」の下に「、有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員会報告も参考にし」を加え、同(一)の(イ)中「たい積」を「堆積」に改め、同(一)中(ヌ)を(ル)とし、(ホ)から(リ)までを(ヘ)から(ヌ)までとし、(ニ)の次に次のように加える。

(ホ)　流入する河川の流域における森林と海域の環境との関係

流入する河川の流域における森林の状況等を把握し、海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

1の三のリの(二)のイ中「ためには」の下に「、漁業者等との連携を進めるとともに」を加え、同三のヌの(二)のロ中「有明海及び八代海地域」を「有明海及び八代海等地域」に改め、同(二)の(二)を次のように改める。

(二)　赤潮等の漁業被害等に係る支援等

有明海及び八代海等の海域において赤潮等による漁業被害等が発生した場合においては、国及び地方公共団体は、経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるとともに、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。